

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月27日

【ファンド名】 サノフィ・シェアーズ
(SANOFI SHARES)

【発行者名】 アムンディ・アセット・マネジメント
(Amundi Asset Management)

【代表者の役職氏名】 従業員貯蓄・リタイアメント担当ディレクター
(Director of Employee Savings and Retirement)

キャサリン・リロイ
(Catherine Leroy)

【本店の所在の場所】 フランス共和国パリ市75015、パストゥール通り91-93番地
(91-93 boulevard Pasteur 75015 Paris, FRANCE)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 石塚 洋之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
長島・大野・常松法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 今野 恵一朗

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

1【提出理由】

サノフィ・シェアーズ(SANOFI SHARES)(以下「本ファンド」といいます。)に関して、以下のとおり運用に関する基本方針に変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ. 変更の内容についての概要

2022年6月3日にタクソノミー規則を遵守するため、また2021年8月5日にサステナビリティ関連開示規則を遵守するため、本ファンドの約款の「運用戦略」にかかる変更を行った。

本ファンドの約款の「運用戦略」にかかる変更は以下のとおりです。

(注)変更箇所には下線を付しています。

(変更前)

運用目標及び投資戦略：

本ファンドの運用目標は、ユーロネクスト・パリ(第A市場)に上場されている当会社の株価の上下の変動を追跡することである。本ファンドによる投資は、自身の会社の発展に関与することを望む投資家のためのものである。

リスク概要、流動性リスク管理、レバレッジ効果及び担保管理に関する情報伝達の方法及び期限：

流動性リスク管理、本ファンドが使用する最大レバレッジ、担保として用いられる本ファンドの資産を再採用する権利及びレバレッジ効果に関する契約に規定される保証に関連する情報(もしあれば)は、本ファンドの年次報告書に記載されている。

本ファンドは、「リスクの概要」において定義されるサステナビリティ・リスクの対象である。

本ファンドは、投資運用プロセスにサステナビリティ要因(環境、社会及び人材に関する問題、人権の尊重、並びに腐敗行為及び贈賄との闘い)を組み込んでいないが、依然としてサステナビリティ・リスクにさらされている。

「当会社の上場有価証券に投資する」区分に該当するFCPEは、その投資判断に管理会社の責任投資方針を反映していない。管理会社の責任投資方針は、投資戦略に従い選択的排除を行う方針、及び経営陣が利用可能なESG評価システムにより構成されている(当該方針の詳細は、管理会社ウェブサイト(www.amundi.fr)の「責任投資方針」において閲覧可能である。)

(中略)

持続可能な投資とは、(i)エネルギー、再生可能エネルギー、原材料、水及び土地の使用、廃棄物及び温室効果ガスの発生、又は生物多様性及びサーキュラー・エコノミーへの影響に関する資源効率を評価するための主要指標等によって測られる環境目標に寄与する経済活動に対する投資、(ii)社会目標に寄与する経済活動に対する投資のうち、特に、不平等に対する闘

い、又は社会的結束、社会的包摂及び労使関係の促進に寄与する投資、又は(iii)人的資本、又は経済的若しくは社会的に恵まれないコミュニティに対する投資を意味する。ただし、かかる投資はこれらの目標に重大な損害を与えないものとし、投資が行われた会社は、特に、健全な経営体制、労務、有能な人材に対する報酬、及び納税義務の遵守においてグッド・ガバナンスを実践するものとする。

(後略)

(変更後)

運用目標及び投資戦略：

本ファンドの運用目標は、ユーロネクスト・パリ(第A市場)に上場されている当会社の株価の上下の変動を追跡することである。本ファンドによる投資は、自身の会社の発展に関与することを望む投資家のためのものである。

本ファンドは当会社の上場有価証券に投資していることから、投資プロセスへのサステナビリティ要因の組み込み(環境問題、社会問題及び人事問題、人権の尊重、腐敗・贈収賄の防止)とは関連ないと考えられている。実際、本ファンドの投資方針は、資産運用マネージャーが当会社の有価証券以外の資産に対して大きなエクスポージャーを持つことを認めていない。

管理会社は、「当会社の上場有価証券に投資する」FCPEに分類される本ファンドの投資方針により、投資判断がサステナビリティ要因に与える負の影響を考慮しない。

本ファンドは、「リスクの概要」において定義される当会社が投資する当会社の上場有価証券に関連するサステナビリティ・リスクにさらされている。

本ファンドは、タクソノミー規則の意味において、環境的に持続可能な経済活動に関する考慮を組み込んでいないため、この点について欧州連合の基準を考慮していない。

リスク概要、流動性リスク管理、レバレッジ効果及び担保管理に関する情報伝達の方法及び期限：

流動性リスク管理、本ファンドが使用する最大レバレッジ、担保として用いられる本ファンドの資産を再採用する権利及びレバレッジ効果に関する契約に規定される保証に関連する情報(もしあれば)は、本ファンドの年次報告書に記載されている。

(中略)

持続可能な投資とは、(i)エネルギー、再生可能エネルギー、原材料、水及び土地の使用、廃棄物及び温室効果ガスの発生、又は生物多様性及びサーキュラー・エコノミーへの影響に関する資源効率を評価するための主要指標等によって測られる環境目標に寄与する経済活動に対する投資、(ii)社会目標に寄与する経済活動に対する投資のうち、特に、不平等に対する闘い、又は社会的結束、社会的包摂及び労使関係の促進に寄与する投資、又は(iii)人的資本、又は経済的若しくは社会的に恵まれないコミュニティに対する投資を意味する。ただし、かかる投資はこれらの目標に重大な損害を与えないものとし、投資が行われた会社は、特に、健全

な経営体制、労務、有能な人材に対する報酬、及び納税義務の遵守においてグッド・ガバナンスを実践するものとする。

持続可能な投資を促進する枠組みの設置に関する規則(EU)2020/852(以下「タクソノミー規則」という。)及び開示規則の改正

タクソノミー規則において、環境的に持続可能な投資とは、当該規則に基づき環境的に持続可能であるとみなされる1つ以上の経済活動への投資を意味する。

投資の環境的持続性の程度の判断においては、タクソノミー規則に定める1つ以上の環境目標に実質的に貢献し、当該規則に定める1つ以上の環境目的を著しく阻害せず、当該規則に定める最低限のセーフガードを遵守し、かつ当該規則に基づき欧州委員会が策定した技術スクリーニング基準を遵守している経済活動が、環境的に持続可能であるとみなされる。

(後略)

□ . 当該変更の年月日

2021年8月5日及び2022年6月3日